

もう一度考えてほしい「水」の大切さ



水は限りがある貴重な資源。大切に使いましょう

6月1日～7日は水道週間です

鏡石町の水道事業が開始されてから、今年で44年目。その間、町では、皆さんのご家庭に水を送り続けています。

水は、私たちの生活や経済活動を支えてくれるだけでなく、防災面でも欠かすことができません。しかし夏には、日本のどこかで水不足が起こっています。

6月1日から7日は水道週間です。蛇口を回すだけで、当たり前のように出てくる水

をいつまでも安心して使うことができるよう、この機会に、もう一度水の大切さを考えてみましょう。

漏水していませんか

前回に比べて急に水道の使用量が増えたら、要注意です。家中の蛇口を全部閉めても水道メーターのパイロットマークが回っていれば漏水信号です。漏水を発見した場合は、

鏡石町指定の給水工事に修理を依頼してください。配水管から分かれた給水装置は、お客様の管理責任となりますので、もしも漏水があった場合は、漏水分の料金もお客様の負担となります。このようなことを避けるため、各家庭で自主的に点検をしてください。

おねがい

メーターの検針は基準日を決めて検針員が伺いいたします。使用水量を計るだけでなく、漏水を発見することもできます。検針にご協力をお願いします。

上・下水道料金のお支払い は便利な口座振替で

メーターボックスの上に物を置かないでください。メーターボックス内に水や泥が入らないようにしてください。犬はメーターボックスから離れた場所につないでください。

口座振替にすると、上・下水道料金が自動的に引き落とされるので、大変便利です。お申し込みは、町内にある金融機関又は郵便局へ、通帳と印鑑、使用料のお知らせ等お客様番号が分かるものをご持参の上、お申し込みください。お問い合わせ先
上下水道課
(02)2348
(02)2119

わたしたちの学校シリーズは、今月号はお休みさせていただきます

町民リレー

久来石南 遠藤賢次さん

「子供の頃から、野山を駆け廻り、植物を採ってきては庭で育てることが大好きでした。現在は、それが高じて、盆栽屋を営んでおります。毎日、大好きな、植物を育てたり、作ったり充実した日々を過ごしております。」と語る遠藤さん。

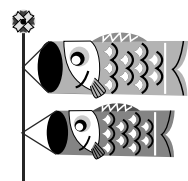
そんな、遠藤さんの趣味は、山登り、スキー、写真、クラシックと数え切れないくらい。浅く広くをモットーにしているそうです。

現在の目標は、月1回講師をしている、鏡石盆栽山野草愛好会で、一人でも多くの会員の方に、植物を育てる楽しみを味わってもらいたいそうです。

最後に将来を担う、鏡石町の子供たちに一言。「いろいろな事に興味を持って、感受性を高め、一生楽しめる様な趣味を持って、楽しい人生を送ってください。」と話していました。

次号は、遠藤さんの紹介で、旭町の佐久間イセ子さんを紹介する予定です

INFORMATION お知らせ



春の行政相談

町では、「春の行政相談週間」の一環として、次のとおり行政相談を開催いたします。

この行政相談は、みなさんがふだん国の仕事をはじめ、N・T・Tなどの仕事について、苦情や困っていること、心配なこと、要望したいことなどを相談にのっているものです。この機会にお気軽に相談ください。

とき 5月22日(木)
午前10時から午後3時
ところ 勤労青少年ホーム
総務省では、4月1日付けで鏡石町を担当する行政相談員に関根安次さんを再任いたしました。



行政相談員 関根安次さん

関根さんは、昭和61年から相談員を務めており、経験豊富ですので、お気軽にご相談ください。

*鏡石町では、「町民相談」と合わせて、毎月第1日曜日と20日(日)・祝日のときは翌日(午後)にも行っています。

図書館

こども映画会
日時 5月5日(月)
(こどもの日) 午後1時30分から
上映作品
ディズニアニメ「王様の剣」
読み聞かせ会
日時 5月17日(土)
午前10時30分から

対象 幼児から大人
内容 エプロンシアター
「はだかの王様」他
五月のスペシャルコーナー
テーマは「園芸」
ガーデンニングから家庭菜園

お知らせ

まで役に立つ本を選んでお待ちしております。

労働保険年度更新のお知らせ

事業主の皆さんへ
平成15年度の労働保険の年度更新手続きはお済みでしょうか。まだ手続きがお済みでない方は5月20日が申告期限です。

至急、最寄の銀行、郵便局、労働基準監督署、福島労働局に手続きをされますようお願いいたします。

問い合わせ先
福島労働局 総務部 労働保険徴収室
024(536)4607

たばこ税の手持品課税 説明会のお知らせ

この度のたばこ税関係法令の改正により、平成15年7月1日から、国のたばこ税、県たばこ税及び市町村たばこ税の税率が引き上げられることとなりました。
つきましては、たばこ税手

国民年金Q&A

持品課税説明会を次により開催いたします。
日時 平成15年6月10日 午後1時から
場所 須賀川市産業会館
(須賀川牡丹園向かい)
対象者 たばこ販売業者
主催者 須賀川税務署、福島県、岩瀬・石川郡管内町村
詳しくは、次のところにお問い合わせ下さい。
問い合わせ先
須賀川税務署 (75)2194
町税務課 (62)2114

「学生の国民年金」 「問い」

大学生の息子が20歳になりました。国民年金の加入手続きが必要と聞きましたが、学生でも保険料を納めるのでしょうか。
「答え」
学生でも20歳になったら国民年金に加入し、保険料を納めなければなりません。ただし、学生は収入が少な

いか無収入の場合が多いので、大学や専修学校等の学生を対象に保険料の後払い(納付特例)制度が設けられています。学生本人の前年の所得が8万円以下で、在学中の学校が制度の対象であれば、市町村に届出することにより保険料の納付が猶予されます。猶予となった保険料は10年以内に追納できますので、社会人になってから納めるようにしてください。
学生の納付特例の承認期間について未納のまま10年を経過した場合は、将来の老齢年金はその分減額されてしまいます。なお、期間中に万が一、障害の状態になった場合は障害年金を受け取ることができます。いずれにしても国民年金保険料は未納のままにせず、学生の場合は納付特例の届出をしてください。なお、この届出は在学中であれば、毎年度必要となりますのでご注意ください。
詳しくは、次のところにお問い合わせ下さい。
問い合わせ先
町民課国保年金係
(62)2112